

I-OPEN Central 共創ハンズオンプログラム 第2期 募集要項

1 目的

「I-OPEN Central 共創ハンズオンプログラム」(以下、本プログラム)は、中部地域(愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県)で、新しい価値創造や社会・地域課題に挑戦する者(以下、アジェンダオーナー)を対象に、その活動のコアとなるアイデアや制作物に関して、その活動を支え・伝え・広げていく支援を行うプログラムです。本プログラムを通じ、アジェンダオーナーが、自らの活動の価値と知的資産を言語化し、共創・協働する相手や共創の進め方を明確にするとともに、支援終了後も自ら活動を発展させられる状態を目指します。

2 実施メニュー

本プログラムで支援対象として採択したアジェンダオーナーが、新しい価値創造や社会・地域課題に挑戦するための活動を支え・伝え・広げていく支援として、以下のア～エのメニューを提供します。

ア 共創セッション(全4回)

アジェンダオーナーにピッチの機会を提供し、アジェンダオーナーの活動に関心を持つ一般の多様な参加者や専門家との「ブレインストーミング会議」を行い、共創・協働のパートナーを増やすネットワーキングや、新たなアイデア創出をサポートします。共創セッションは、1回当たり3時間程度のプログラムで、東海地域(愛知県、岐阜県、三重県のいずれか)・北陸地域(富山県、石川県のいずれか)で全4回開催し、アジェンダオーナーはいずれかの回に1回以上参加することとします。

イ メンタリング/登壇支援

アジェンダオーナー1者につき、本プログラム実施期間中に計10時間程度のメンタリングを行います。メンタリングは1回当たり1時間程度(応相談)とし、オンラインおよび対面で実施します。メンターには、知的財産の専門家、パブリックリレーションズの専門家、事業創発の専門家等を想定し、アジェンダオーナーの活動領域や活動の進展度合いに合わせて事務局にてコーディネートするものとします。

メンタリングを通じて、「共創セッション」で行うピッチの組み立ての支援や、本プログラム以外のセミナー等でのピッチ、プレゼンテーションの組み立ての支援を行います。

ウ 知財セミナー開催

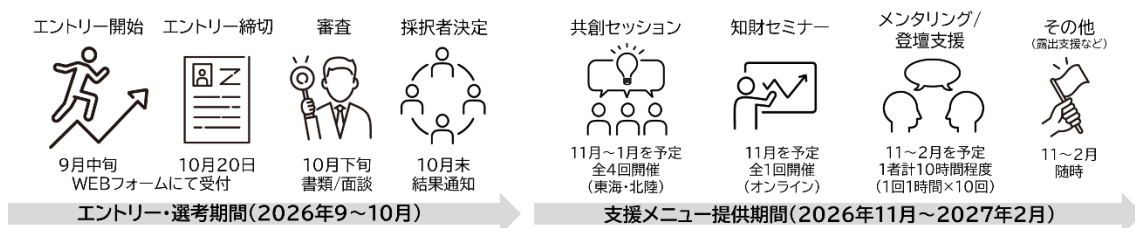
アジェンダオーナーが自らのアイデアや制作物について、知的財産の観点から活用・保護を考える機会として、アジェンダオーナー向けの「知財セミナー」を実施します。知財

セミナーでは、知的財産の専門家を講師に迎え、知的財産の活用・保護の意識の向上を目指しレクチャーを行います。

エ その他

本プログラムのWEBサイト等での紹介など、アジェンダオーナーが共創・協働の輪を広げ、支持者を拡大するための露出向上につながる支援を行います。

<スケジュール>



3 エントリー・審査

アジェンダオーナーは、以下に定めるとおり、公募によるエントリーおよび審査を経て採択します。

(1)採択者数

計 15 者程度とします。採択者については、氏名・所属・活動テーマを公表します。

(2)対象者

以下の要件を満たす個人及び小規模チーム(*1)とします。

ア 中部地域（愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県）に活動拠点(*2)を有すること。もしくは、他地域に活動拠点を有し、中部地域での具体的な事業展開を図る活動を行っていること。

イ 熱量をもって新しい価値創造や社会・地域課題に挑戦している(*3)こと。

ウ 新たな事業展開の継続を目指して、他者との共創・協働を実践する意欲があること。

エ 活動のコアとなる技術、アイデア、制作物、ノウハウ、事業モデル、ブランド、データその他の知的資産を有し、その保護又は活用、他者が保有する知的財産の活用、若しくは共創に向けた知財・契約上のルールの整理に取り組む意欲があること。

オ 本プログラムの各実施メニューのすべてに参加をすること。

カ 本プログラム以外で実施される「I-OPEN Central」関連の各種イベント、提供メニューにも積極的に参加すること。

*1 中小企業、スタートアップ企業のほか、非営利法人、一般社団法人、観光地域づくり法人（DMO）、創業検討中の個人、学生等も広く対象とします。

*2 活動拠点とは、法人の場合は主たる事業所および支社、営業所などを指します。任意団体等の場合は、団体が規約等で定める活動の本拠地や代表者の住所、個人の場合はその者の住所等を指します。

*3 対象分野は問いません。

(3)エントリー方法

WEBのエントリーフォームより必要事項を入力し送信してください。

<https://forms.cloud.microsoft/r/fbryzYKNY1>

(4)エントリー締切

2026年10月20日(火)17:00

(5)支援組織からの推薦（任意）

支援を受けている支援組織(*4)から推薦を受ける場合は、所定の様式にて推薦の旨を記載いただき、メールにてご提出いただきます。支援組織からの推薦がある場合は、審査において付加的な評価要素とします。

- ・様式：本募集要項にて別添
- ・提出先：i-open-c@h-tus.com
- ・提出期限：2026年10月20日(火)17:00 必着

*4 支援組織とは、各県の経営支援窓口、知財支援窓口、金融機関、商工会議所等の支援機関や、企業が独自に行っている共創・協働を行う支援ネットワーク等を指します。

(6)審査方法

書類審査とオンラインでの面談審査を行います。応募者多数の場合は、書類審査通過者を18者以下に絞った上で面談審査を行います。また、応募者数が限られた場合も、書類審査によって面談審査の対象者を選抜することもあります。

(7)審査基準

審査項目	審査観点
①熱意・当事者性	・取り組んでいる活動の動機(なぜ取り組むのか)や思い(提案者が取り組むべき必然性)が明確か ・社会・地域課題にどのような当事者性や原体験を有しているか ・事業実現に向けた高い志と強い意志・熱意が確認できるか
②問いの深さ	・独自の視点で社会・地域課題を見出すことができているか ・取り組んでいる社会・地域課題に対し、対し高い解像度で理解をしているか ・社会に提供すべき新しい価値提案を具体的に描けているか
③共創・協働への意欲	・自分一人ではなく、パートナーやチーム、コミュニティとの共創・協働を築く意識があるか ・パートナーやチーム、コミュニティなどから具体的な資源の提供を受けるに値するニーズを有しているか ・自分の知見や経験を他者へ還元することで社会の発展を目指す意識があるか
④成長可能性	・活動のコアとなるアイデアや制作物を有しているか ・取り組んでいる活動の発展により中部地域の社会・地域課題の解決へのインパクトを見込めているか ・活動の発展に向けて、必要な人・モノ・金・情報・ノウハウ等について綿密に検討が行われているか

※支援組織からの推薦がある場合は、審査において付加的な評価要素とします。

(8) 結果通知

採択結果はメールにて通知予定。採択者には11月初旬開催予定のオリエンテーション（オンラインにて実施）にご参加いただきます。

4 注意事項

- ・本プログラムで実施する支援メニューへの参加を参加条件とします。なお、各支援メニューへの参加に要する交通費、宿泊費その他の旅費は、アジェンダオーナーの負担となります。また、本プログラムへの参加、ピッチ、成果発表等に対する謝金は支給しません。
- ・本プログラムでは、「共創セッション」などでアジェンダオーナー本人の氏名、所属、活動テーマ及び活動概要等を、主催者及び事務局のWebサイト、広報資料等で公表します。公表文は、採択後にアジェンダオーナー本人への確認を行った上で確定しますが、広く発信することが前提となることをご承知おきください。
- ・本プログラムに採択された場合、アジェンダオーナーは「I-OPEN Central」関連の諸事業で参加対象とされるプログラムへ積極的に参加することとします。また、本プログラムの支援期間が終了したのちも、アルムナイ（卒業生）として、次年度以降に継続される後継プログラムでのイベントおよび諸活動にも、都合の許す限り積極的に参加いただくとともに、中部経済産業局のWebサイト、note等における取材、事例紹介その他の情報発信にご協力いただく場合があります。協力内容及び範囲は、アジェンダオーナーの意向に配慮の上、調整します。
- ・本プログラムによる支援の効果を検証し、今後の施策の改善に活用するため、プログラム終了後に、アンケートへの回答、活動状況や事業展開の状況に関する情報提供その他のフォローアップにご協力いただく場合があります。
- ・原則として、本プログラムへの参加前から応募者が保有する知的財産権及び本プログラムへの参加を通じて応募者が単独で創出した成果に係る知的財産権は、応募者に帰属します。エントリーにあたっては応募者自身の責任において必要な権利保護等の手続きを行うこととし、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- ・他の参加者、メンター、連携先等との共同活動により生じた成果については、当事者間で協議し、権利帰属、利用条件、秘密保持その他必要な事項を定めるものとします。主催者及び事務局は、必要に応じて整理を支援しますが、当事者間の契約又は紛争について責任を負うものではありません。
- ・エントリー内容等に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。なお、指定期間内に整備されない場合には、エントリーは無効となります。
- ・応募条件、注意事項に反する応募であることが判明した場合は、採択を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ・審査の詳細についてのお問い合わせには応じかねます。

・お預かりした個人情報、本プログラムに関するご連絡等をするため、中部経済産業局およびエイチタス株式会社の「プライバシーポリシー」に基づき適切に利用いたします。
また、中部経済産業局が実施する各種支援メニューをご案内することもありますので、予めご了承ください。

・次の各号のいずれかに該当する場合は応募できません。

①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）

②以下に該当する者が役員の企業等の代表者

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられている者

③役員等が次の各号のいずれかに該当する又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与する企業等の代表者

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
- ・暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ・暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

④政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）又は宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）の代表者

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく規制の対象となる者

⑥市町村税を滞納している者

5 お問い合わせ先

I-OPEN Central 共創ハズオンプログラム 事務局

エイチタス株式会社（担当：北、中山）

Mail：i-open-c@h-tus.com TEL：03-5050-2709

WEB ページ：https://htus.jp/project/i-open-c/

※お問い合わせは WEB ページ内フォームよりお願いします

以上

【様式】

I-OPEN Central 共創ハズオンプログラム 第2期 エントリー推薦書

2026年 月 日

(押印不要)

以下の者を、I-OPEN Central 共創ハズオンプログラム 第2期の応募者として推薦します。

応募者氏名

支援組織名

担当者氏名

【推薦理由】

(特筆すべきことがあれば、任意でご記載ください)

【これまでに行った/現在行っている支援内容】

(特筆すべきことがあれば、任意でご記載ください)